

幕別町水道事業給水条例等の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第16号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第7条～第38条 略</p>	<p>○幕別町水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第16号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>第7条～第38条 略</p>

幕別町水道事業給水条例等の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町簡易水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第17号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第7条～第37条 略</p>	<p>○幕別町簡易水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第17号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>第7条～第37条 略</p>

幕別町水道事業給水条例等の一部を改正する条例（第3条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公共下水道条例 (昭和58年9月30日 条例第32号)</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した者（以下「指定業者」という。）でなければ、行うことができない。</p> <p>第8条～第33条 略</p>	<p>○幕別町公共下水道条例 (昭和58年9月30日 条例第32号)</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した者（以下「指定業者」という。）でなければ、行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第8条～第33条 略</p>

幕別町水道事業給水条例等の一部を改正する条例（第4条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町個別排水処理施設管理条例 (平成7年12月19日 条例第28号)</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(工事の確認及び施行)</p> <p>第5条 排水処理施設に個別排水設備を接続しようとする者は、あらかじめ工事の計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の定めるところにより、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた事項に変更がある場合においても、同様とする。ただし、個別排水設備の構造に影響を及ぼすおそれがない変更にあつては、あらかじめその旨を管理者に届け出ることをもって管理者の確認を受けたものとみなす。</p> <p>2 前項の工事の調査、設計及び施行は、幕別町公共下水道条例（昭和58年条例第32号）第7条に規定する指定業者でなければ、これを行うことができない。</p> <p>3 略</p> <p>第6条～第14条 略</p>	<p>○幕別町個別排水処理施設管理条例 (平成7年12月19日 条例第28号)</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(工事の確認及び施行)</p> <p>第5条 排水処理施設に個別排水設備を接続しようとする者は、あらかじめ工事の計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の定めるところにより、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた事項に変更がある場合においても、同様とする。ただし、個別排水設備の構造に影響を及ぼすおそれがない変更にあつては、あらかじめその旨を管理者に届け出ることをもって管理者の確認を受けたものとみなす。</p> <p>2 前項の工事の調査、設計及び施行は、幕別町公共下水道条例（昭和58年条例第32号）第7条に規定する指定業者でなければ、これを行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>第6条～第14条 略</p>

幕別町水道事業給水条例等の一部を改正する条例（第5条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町農業集落排水処理施設管理条例 (平成17年9月26日 条例第106号)</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事は、幕別町公共下水道条例（昭和58年条例第32号）第7条に規定する指定業者でなければ、これを行うことができない。</p> <p>第9条～第28条 略</p>	<p>○幕別町農業集落排水処理施設管理条例 (平成17年9月26日 条例第106号)</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事は、幕別町公共下水道条例（昭和58年条例第32号）第7条に規定する指定業者でなければ、これを行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第9条～第28条 略</p>